

## 公益財団法人計算科学振興財団 競争的資金等取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）、文部科学大臣決定）に基づき、公益財団法人計算科学振興財団（以下「財団」という。）における競争的資金等の取扱いに関して定め、競争的資金等の適切な管理・運用体制の構築及び整備を行うことにより、公的研究費の不正使用の防止を図り、もって研究機関としての財団の責務を果たすことを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程において適用となる「競争的資金等」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人（以下「配分機関」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金とする。ただし、同省以外の省庁又は同省以外の省庁が所管する独立行政法人から配分される資金についても、同様の取扱いを行うよう務めるものとする。

### (定義)

第3条 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。

2 この規程において「職員等」とは、財団の役員、職員、業務請負契約従事者及び派遣労働者のうち、競争的資金等を取扱う者をいう。

3 この規程において、「研究者等」とは、財団の職員等のうち研究活動を行う全ての者をいう。

### (基本方針)

第4条 財団の競争的資金等の不正使用防止に係る基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 管理・運営に関わる者の責任体系の明確化を図る。
- (2) 不正を誘発する要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することにより、実効的な抑止機能を備えた管理・運用体制の構築を図る。
- (3) 不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う体制を整備する。
- (4) ルールに関する理解を財団内の職員等に浸透させ、財団内外からの情報が適切に伝達される体制を構築する。
- (5) 不正発生の可能性を最小限にすることを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

### (責任体系)

第5条 財団の競争的資金等を適正に運営・管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者をおく。

- (1) 最高管理責任者は、理事長をもって充て、競争的資金等の適正な運営・管理に係る最終責

任を負う。

- (2) 統括管理責任者は、専務理事をもって充て、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の適正な運営・管理に係る実務上の統括を行う責任と権限を有する。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、総務グループ長をもって充て、財団における競争的資金等の適正な運営・管理に係る実質的な責任と権限を有する。
- (4) コンプライアンス推進副責任者は、総務グループ担当課長をもって充て、コンプライアンス推進責任者を補佐する。

(ルールの明確化・統一化)

第6条 競争的資金等の執行にあたっては、特に定めのない限り、公益財団法人計算科学振興財団定款（以下「定款」という。）及び公益財団法人計算科学振興財団決裁規程（以下「決裁規程」という。）、公益財団法人計算科学振興財団会計規程（以下「会計規程」という。）及び公益財団法人計算科学振興財団事務分掌表（以下「事務分掌表」という。）のほか諸規程の定めによる。

2 研究者等と事務職員の権限と責任は、以下のとおりとする。

- (1) 研究会の開催日程の調整や必要な物品の選定等研究に関する事項は、原則として、研究者等が立案のうえ決裁を経て執行する。
- (2) 謝金・旅費の算出、物品の発注・検収、支払いに関する事項は、原則として、事務担当部署が行う。ただし、緊急性がある場合等の50万円以下の立替払いについては、会計規程等に基づき、研究者も行うことができる。

(関係者の意識向上)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、職員等に対して、競争的資金等の使用ルール、それに伴う責任、どのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるためのコンプライアンス教育を毎年度実施し、受講状況を管理監督する。

- 2 職員等は、当該教育・研修を受講しなければならない。
- 3 職員等は、最高管理責任者あての誓約書（様式1）を毎年度提出しなければならない。
- 4 行動規範については、公益財団法人計算科学振興財団就業規程（以下「就業規程」という。）及び公益財団法人計算科学振興財団倫理規程を適用する。

(競争的資金等の適切な運営・管理)

第8条 競争的資金等の執行に当たっては、決裁規程、会計規程及び事務分掌表に基づく決裁をもって行う。

- 2 執行状況の把握については、執行管理表の作成をもって行う。
- 3 取得した物品は財団に帰属するものとし、研究者等個人を交付申請者として交付された資金であっても、物品の取得と同時に財団に寄附されたものとみなす。これら物品のうち財団の固定資産となるものについては、会計規程等の定めるところにより、適正に管理する。
- 4 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、事務担当部署が実施する。
- 5 競争的資金等については、100万円以上の物品、役務の提供等に係る取引を行う場合、又は10

万円以上かつ年 10 回以上取引を行う場合は、取引業者に対し誓約書（様式 2）の提出を求めることとする。なお、同一業者からの誓約書の提出は同一年度内に一度とする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関、外国企業等統括管理責任者が本件対象になじまない業種・取引等と判断した取引業者については、誓約書の提出者から除外する。

- 6 競争的資金等による出張については、原則として文書による復命を行うこととする。なお、航空機を利用した出張については、旅費請求の際に領収書に加え使用済み半券又は搭乗券の提出を行うこととする。

#### （相談窓口の設置）

第 9 条 統括管理責任者は、財団における競争的資金等の使用や事務処理等に関するルールなどについて、財団内外からの相談に対応する窓口を設置し、効率的かつ適切な運営の支援を行うものとする。

- 2 相談窓口は、総務グループとする。

#### （不正防止計画）

第 10 条 競争的資金等の適正な運営・管理に係る対策の実施を推進するため不正防止計画推進部署をおく。

- 2 不正防止計画推進部署は、総務グループとする。
- 3 不正防止計画は、不正防止計画推進部署が研究部門長と協力・連携し策定する。
- 4 不正防止計画の策定にあたっては、不正を発生させる要因を把握したうえで、財団全体の状況を体系的に整理・評価し、不正を発生させる要因に対応する具体的な計画を策定する。
- 5 不正防止計画は、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、必要に応じ見直しを行う。

#### （不正に関する情報伝達の体制）

第 11 条 最高管理責任者は、財団における競争的資金等の不正使用に関する通報等に対応するため、財団に通報窓口を設置するものとする。

- 2 通報窓口及び通報後の対応についての必要な事項は、別に定める。
- 3 最高管理責任者は、不正使用に関する通報者が不利益な取扱いを受けないよう、通報者を保護する仕組みを整備するものとする。
- 4 通報者保護に関し必要な事項は、別に定める。

#### （不正使用の疑いのある案件の調査等）

第 12 条 内部監査又は通報により、不正使用が疑われる案件が発覚した場合は、統括管理責任者は、すみやかに最高管理責任者に報告するものとする。

- 2 前項の報告については、報道又は会計検査院等の外部機関からの指摘があった場合も同様とする。
- 3 最高管理責任者は、第 1 項及び第 2 項の案件について、調査を行う必要があると認めた場合

には、競争的資金等の不正使用に係る調査委員会を設置し、調査を指示するものとする。

- 4 最高管理責任者は、必要に応じて調査対象となっている競争的資金等の執行停止を命じることができるものとする。
- 5 競争的資金等の不正使用に係る調査委員会の運営に関し必要な事項については、別に定める。

(不正に関与した者への対応)

第13条 前条に基づく調査の結果、競争的資金等の不正使用の事実が認められた場合には、就業規程に定める懲戒の措置をとるものとする。

- 2 競争的資金等の不正使用に取引業者が関与していた場合は、兵庫県の取扱いに準じ、取引停止等の措置をとるものとする。

(配分機関への報告等)

第14条 最高管理責任者は、通報等を受けた場合は、通報等受付日から30日以内に、通報等の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関へ報告する。

- 2 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議するものとする。
- 3 最高管理責任者は、通報等受付日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関へ提出する。期限までに調査が完了しない場合は、中間報告を配分機関に提出する。
- 4 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 5 最高管理責任者は、配分機関から求めがあった場合には、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に報告する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(内部監査)

第15条 競争的資金等の適正な管理のため、内部監査を行う。

- 2 内部監査については、公益財団法人計算科学振興財団科学研究費補助金内部監査規程を準用する。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、競争的資金等の不正使用に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

(様式1)

## 誓約書

競争的資金等の適正使用及び公正な研究活動に際し、下記事項について遵守することを誓約します。

### 記

- 1 競争的資金等の使用に際し、資金の趣旨及び目的等を理解し、関係法令及び計算科学振興財団の関連規程等ルールを遵守します。
- 2 競争的資金等の不正使用（カラ給与・カラ謝金・カラ出張及び出張旅費の水増し請求、カラ発注（預け金）、書類の書き換え及び還流行為、その他虚偽の書類作成等）を行わず、また、これらの不正に加担しません。
- 3 研究の申請、実施、報告又は審査における故意の捏造（データ又は実験結果を偽造することをいう）、改ざん（研究試料・機材・研究過程に操作を加えること又はデータ若しくは研究成果を変えること、もしくは省略することにより研究内容を正しく表現しないことをいう）又は盗用（他人の研究内容又は文章を適切な手続を経ることなしに流用することをいう）を行わず、これらの不正に加担しません。
- 4 前述の不正を行った場合は、配分機関及び計算科学振興財団の処分及び法的責任を負うことを理解しています。
- 5 競争的資金等の使用に関する説明責任を自覚し、公正かつ効率的に使用することを誓います。

公益財団法人計算科学振興財団 理事長 様

平成 年 月 日

所 属

職名等

署 名

\_\_\_\_\_

(自 署)

(様式2)

## 誓約書

当社（当法人）は、公益財団法人計算科学振興財団との取引に当たり、下記事項について遵守することを誓約します。

### 記

- 1 文部科学大臣が決定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の趣旨を理解し、貴財団との適正取引に寄与すること。
- 2 貴財団との取引に当たり、公益財団法人計算科学振興財団 競争的資金等取扱規程及びその他の規程並びに関係法令を遵守し、いかなる不正取引、不適切な契約を行わないこと。
- 3 貴財団における内部監査、その他調査等において、取引帳簿等の閲覧、提出等の要請に協力すること。
- 4 貴財団との取引に当たり、当社（当法人）が不正に関与したと認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 5 貴財団の職員・関係者から、不正な行為の依頼等があった場合には、貴財団の通報窓口に通報すること。

公益財団法人計算科学振興財団 理事長 様

平成 年 月 日

(所在地)

(社名)

印

(代表者役職・氏名)

印